3　第一項の通知は、次の各号に掲げる場合に、それぞれその旨を記載した文書により行うものとする。ただし、同一の報告に係る事件について第一号の通知をしたときは、その後の通知は行わないものとする。

一　当該事件について排除措置命令をした場合

二　当該事件について課徴金納付命令をした場合

三　当該事件について排除措置計画又は排除確保措置計画の認定をした場合

四　当該事件について勧告をした場合

五　当該事件について命令をした場合

六　当該事件について前各号に掲げるいずれの措置も採らないこととした場合

4　前項の文書には、同項の規定に基づき記載すべき事項のほか、適当と認める事項を記載することができる。

（課徴金の納付の督促）

第九十二条　法第四十二条において準用する独占禁止法第六十九条第一項の規定による課徴金の納付の督促は、様式第九号の督促状を送達して行うものとする。

（滞納処分を行う職員の身分証明書）

第九十三条　法第四十二条において準用する独占禁止法第六十九条第四項の規定により滞納処分を行う職員が携帯する身分証明書は、様式第十号のとおりとする。

（参考人又は鑑定人の旅費及び手当の請求に係る準用）

第九十四条　令第十三条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百三十二号）第二条第六項及び第八項並びに第四条第二項に規定する公正取引委員会規則で定めるものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する規則（令和七年公正取引委員会規則第二号）の規定を準用する。この場合において、同規則第四条中「公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）第九条第二項第四号」とあるのは「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則（令和六年公正取引委員会規則第五号）第三十九条第二項第四号」と読み替えるものとする。

第五章　補則

［条を削る。］

（更正決定）

第九十五条　法第三条第四項に規定する指定書若しくは法第四条第四項において読み替えて準用する法第三条第四項に規定する決定書、法第四章第二節に規定する認定書若しくは決定書又は排除措置命令書等に誤記その他明白な誤りがあるときは、委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

2・3　［略］

第三章　補則

（署名及び押印の省略）

第十二条　指定等手続において提出すべき文書は、記名をもって署名又は押印を省略することができる。

2　委員会の職員は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、前項の文書が真正なものであることを証明する書類の提出の指示その他の方法により、その内容を確認するものとする。

（更正決定）

第十三条　指定書又は決定書に誤記その他明白な誤りがあるときは、委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

2・3　［同上］